

令和 6 年第 2 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 6 年 6 月 4 日提出 追加議案第 1 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正について	P3
2	議案説明資料 参照法令等	P4
3	さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P5

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市立小学校及び中学校の体育館に空調設備を導入することに伴い、市民が利用する場合の空調使用料を設定するため、所要の改正を行うものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

2 略

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成17年さくら市条例第101号）（第1条関係） (1/4)

改 正 案					現 行		
(使用料) 第2条 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成17年さくら市教育委員会規則第35号)に規定する <u>学校施設の開放に関する</u> _____ _____使用料の額は、別表に定めるところによる。					(使用料) 第2条 さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成17年さくら市教育委員会規則第35号)に規定する <u>学校施設開放に伴う施設及び照明設備</u> の使用料の額は、別表に定めるところによる。		
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)		
施設 の 名称	単位	使用料の額			施設 の 名称	学校名	使用料1面1時 間につき
		施設使 用料	照明使 用料	空調使 用料			
さくら市立氏家小学校体育館	2分の1面	=	400円	=	体育館 照明設 備	さくら市立氏家小学校	400円
さくら市立押上小学校体育館	2分の1面	=	400円	=		さくら市立押上小学校	400円
さくら市立熟田小学校体育館	2分の1面	=	400円	=		さくら市立熟田小学校	400円
さくら市立上松山小学校体育館	3分の1面	=	400円	=		さくら市立上松山小学校	400円
さくら市立南小学校体育館	2分の1面	=	400円	=		さくら市立南小学校	400円
						さくら市立喜連川小学校	400円
						さくら市立氏家中学校	500円
					さくら市立喜連川中学校	500円	
					備考 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げて1時間とする。		
施設名称		学校名		使用料1面1時間につき			
運動場夜間照明設備		さくら市立氏家中学校		1,500円			
					備考 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げて1時間とする。		
施設名称		学校名		使用料1時間につき			

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成17年さくら市条例第101号）（第1条関係） (2/4)

改 正 案					現 行		
さくら市立喜連川小学校体育館	2分の1面	=	400円	=	小学校プール管理棟ミーティングルーム	さくら市立氏家小学校	200円
さくら市立氏家中学校体育館	2分の1面	=	500円	1,500円		さくら市立押上小学校	200円
さくら市立喜連川中学校体育館	2分の1面	=	500円	=		さくら市立熟田小学校	200円
さくら市立氏家中学校校庭	2分の1面	=	1,500円	=		さくら市立上松山小学校	200円
さくら市立氏家小学校プール管理棟ミーティングルーム	=	200円	=	=		さくら市立南小学校	200円
さくら市立押上小学校プール管理棟ミー	=	200円	=	=			

備考 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げて1時間とする。

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成17年さくら市条例第101号）（第1条関係） (3/4)

改 正 案					現 行
ティン グルー ム					
さくら 市立熟 田小学 校プー ル管理 棟ミー ティン グルー ム	=	<u>200円</u>	=	=	
さくら 市立上 松山小 学 校 プー ル 管 理 棟 ミ ー ティン グルー ム	=	<u>200円</u>	=	=	
さくら 市立南 小学 校プー ル管 理棟 ミ ー ティン グルー ム	=	<u>200円</u>	=	=	
備考					
1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。					
2 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、切					

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成 17 年さくら市条例第 101 号）（第 1 条関係） (4/4)

改 正 案	現 行
<p><u>り上げて1時間とする。</u></p> <p>3 <u>同一の利用者がさくら市立氏家中学校体育館を同時に複数の単位分利用する場合における空調使用料の額は、一の単位分とする。</u></p> <p>4 <u>同一の利用者が同一の施設（さくら市立氏家小学校体育館、さくら市立押上小学校体育館、さくら市立熟田小学校体育館、さくら市立上松山小学校体育館、さくら市立南小学校体育館及びさくら市立喜連川小学校体育館に限る。）を同時に複数の単位分利用する場合における照明使用料の額は、一の単位分とする。</u></p>	

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成17年さくら市条例第101号）（第2条関係） (1/1)

改 正 案					現 行				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
施設 の 名称	単位	使用料の額			施設 の 名称	単位	使用料の額		
		施設使 用料	照明使 用料	空調使 用料			施設使 用料	照明使 用料	空調使 用料
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
さくら 市立喜 連川中 学校体 育館	2分の 1面	-	<u>500円</u>	<u>1,500</u> 円	さくら 市立喜 連川中 学校体 育館	2分の 1面	-	<u>500円</u>	-
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考					備考				
1・2 略					1・2 略				
3 同一の利用者が <u>同一の施設（さくら市立氏家中学校体育館及びさくら市立喜連川中学校体育館に限る。）</u> を同時に複数の単位分利用する場合における空調使用料の額は、一の単位分とする。					3 同一の利用者 <u>さくら市立氏家中学校体育館</u> _____を同時に複数の単位分利用する場合における空調使用料の額は、一の単位分とする。				
4 略					4 略				

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成17年さくら市条例第101号）（第3条関係） (1/2)

改 正 案					現 行				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
施 設 の 名 称	単 位	使用料の額			施 設 の 名 称	単 位	使用料の額		
		施設使 用料	照明使 用料	空調使 用料			施設使 用料	照明使 用料	空調使 用料
さくら市立氏家小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	<u>1,200円</u>	さくら市立氏家小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	=
さくら市立押上小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	<u>1,200円</u>	さくら市立押上小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	=
さくら市立熟田小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	<u>1,200円</u>	さくら市立熟田小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	=
さくら市立上松山小学校体育館	3分の1面	-	<u>400円</u>	<u>1,200円</u>	さくら市立上松山小学校体育館	3分の1面	-	<u>400円</u>	=
さくら市立南小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	<u>1,200円</u>	さくら市立南小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	=
さくら市立喜連川小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	<u>1,200円</u>	さくら市立喜連川小学校体育館	2分の1面	-	<u>400円</u>	=
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料条例（平成 17 年さくら市条例第 101 号）（第 3 条関係） (2/2)

改 正 案	現 行
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 同一の利用者が同一の施設（さくら市立氏家小学校体育館、さくら市立押上小学校体育館、さくら市立熟田小学校体育館、さくら市立上松山小学校体育館、さくら市立南小学校体育館及びさくら市立喜連川小学校体育館に限る。）を同時に複数の単位分利用する場合における<u>照明使用料及び空調使用料</u>の額は、一の単位分とする。</p>	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 同一の利用者が同一の施設（さくら市立氏家小学校体育館、さくら市立押上小学校体育館、さくら市立熟田小学校体育館、さくら市立上松山小学校体育館、さくら市立南小学校体育館及びさくら市立喜連川小学校体育館に限る。）を同時に複数の単位分利用する場合における<u>照明使用料</u> _____ の額は、一の単位分とする。</p>